

パートナーズ 会報誌

Partner's Public Relations Magazine

残暑お見舞い申し上げます

税務情報

「年収の壁」見直しのポイント

税務トピック

経理業務の効率化を図る「生成 AI」活用術

税務情報

入院給付金に相続税？

死亡後に入院給付金をもらったときの注意点は？

税務トピック

iDeCo と定年後の再雇用

暑さに慣れて熱中症を予防しよう

暑熱順化ポイントマニュアル

税理士法人パートナーズ **大阪事務所** 開設しました



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。
左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。



vol. **43**
2025.8

残暑お見舞い申し上げます

拝啓 立秋とは名ばかりの暑が続いておりますが、皆様におかれましては
お変わりなくお過ごしでしょうか。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。



さて、厳しい暑が続いておりますが、現在開催中の大阪・関西万博では、国内外から多くの来場者が集まり、関西地域は大いに活気づいています。「未来社会の実験場」を掲げる今回の万博では、最新技術やサステナブルな取り組みが披露され、都市や暮らし、そしてビジネスの在り方に大きな影響をもたらしつつあります。

こうした流れを受け、このたび弊社では令和7年8月に「大阪事務所」を新たに開設いたしました。
現地での相談体制を整えることで、関西圏の皆様にもより迅速で密接なサポートをご提供できるよう努めてまいります。

税理士法人パートナーズは、中四国・沖縄・大阪と全10拠点での運営体制となりました。これもひとえに、日頃から温かいご支援を賜っております皆様のおかげと、心より感謝申し上げますとともに、これまで以上により一層、日々の業務に邁進していく所存でございます。



最後になりますが、まだまだ暑さ厳しき折、皆様におかれましてはどうぞお体にお気をつけてお過ごしください。

今後とも末永くご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具



税理士法人パートナーズ 社員一同

【税理士法人パートナーズ 大阪事務所】開設のごあいさつ



税理士法人パートナーズ
大阪事務所
代表社員 税理士

岡 健治 (おか けんじ)

はじめまして。令和7年8月より、税理士法人パートナーズ大阪事務所の所長に就任いたしました岡健治と申します。税理士業に従事して四十余年になりますが、このたび税理士法人パートナーズの一員として大阪事務所を開設できることを、大変嬉しく思っております。

当事務所では、従来の税務申告・会計業務・各種ご相談に加え、M & Aの企画立案や事業承継支援といった、より専門性の高い業務にも積極的に取り組んでおります。

今後は、新たな体制のもと、これまで以上に気を引き締めて業務に臨んでまいります。グループ内の他事務所との連携による専門性とリソースの強化を活かしながら、長年の経験を礎に、お客様にとって最適なお提案ができるよう、所員一同、力を合わせて努めてまいります。つきましては、今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜りますよう、心よりよろしくお願い申し上げます。

詳しくは大阪事務所公式ホームページ
よりご確認ください。

アクセスはコチラ→



〒540-0026
大阪府大阪市中央区本町1丁目1番1号 OCTビル3F
TEL: 06-6943-8281 FAX: 06-6943-8291
受付時間: 平日 9:20 ~ 17:20

税務情報

「年収の壁」見直しのポイント

2025 年度の税制改正で、所得税の非課税枠のいわゆる「年収 103 万円の壁」が 160 万円に引き上げられました。本稿では、改正の内容と年末調整や給与・賞与の企業の実務への影響と対応のポイントについて解説します。

「税の壁」と「社会保険の壁」の整理

「年収の壁」を見直した今回の所得税法改正を理解するため、前提となる「税の壁」と「社会保険の壁」について確認しておきましょう（図表 1）。年収（収入）について、押さえておかなければならない重要なポイントがあります。「税」と「社会保険」では、対象とする収入は違うという点です。

●「税」で対象とする収入

課税収入（給与以外の事業所得や退職金も含む）。通勤手当等の非課税収入は含まない

●「社会保険」で対象とする収入

通勤手当等・健康保険の給付金・雇用保険の給付金の非課税収入も含む

図表1 「税の壁」と「社会保険の壁」 ※「税の壁」については、2025年度改正前の金額

年収		概要
103万円	税	年間収入が103万円を超えた場合、所得税が本人に段階的に割賦される
106万円	社会保険	社会保険特定適用事業所（被保険者数51人以上の適用事業所）に勤務している短時間労働者の、毎月決まって支払われる固定的賃金（残業代・通勤手当・賞与等は除く）が月8.8万円以上になると社会保険の被保険者となり、保険料の負担が生じる
130万円	社会保険	家族の社会保険の扶養となっている被扶養者の年間収入の見込額が130万円以上となった場合、社会保険の扶養から外れ、自身に国民年金（配偶者の場合）・国民健康保険の保険料の負担が生じる
150万円	税	配偶者（特別）控除の対象となっている配偶者の年間収入が150万円を超えた場合、配偶者（特別）控除を受けている者の控除額が段階的に減少する

【実務ポイント 1】2025 年の年末調整

改正法は、2025 年分の所得税について適用されますが、施行日は 12 月 1 日です。
2025 年については、12 月 1 日前に支払われる給与等の源泉徴収には、改正前の税額表を用いることとされています。
12 月の最終の給与もしくは賞与での年末調整で、改正法に基づいて所得税を確定することとされています。
年の途中での退職者等については、改正前の税制で源泉徴収した結果の源泉徴収票を発行します。
2025 年については、税制改正への対応は年末調整のみとなります。

【実務ポイント 2】扶養対象親族の確認

大学生年代の扶養親族がいる従業員については、年収 130 万円以上であっても、税での段階的な控除があります。
この収入は先述したとおり、税の場合は、非課税通勤費は所得にはなりませんが、社会保険では、非課税通勤費も報酬となり、「130 万円の壁」のなかに含めて判断されます。
健康保険での扶養対象となる「130 万円の壁」の要件についての法改正はないため、税扶養になっても、健康保険の扶養にならないケースに該当します。
特に大学生年代の扶養親族がいる従業員の年末調整には、注意しなければなりません。
年末調整で健康保険の扶養にならないことが判明した場合は、速やかに健康保険の扶養対象から外す手続きをしましょう。

【実務ポイント 3】2026 年の変更点

2026 年の月々の給与・賞与等では、2025 年度改正を反映した「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて、所得税の源泉徴収をします。その他にも、以下に挙げる改正が行われました。

- ① 子育て支援策として、23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除額の計算方法を変更する（2026 年のみの時限措置）
- ② 40 歳未満で配偶者を有する者、40 歳以上で 40 歳未満の配偶者を有する者または 19 歳未満の扶養親族を有する者（特例対象個人）が認定住宅等の新築等で、2025 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに居住の用に供した住宅借入金控除の特例
- ③ 退職手当等の支払いを受ける年の前年以前 9 年以内に老齢一時金の支払いを受けている場合には、退職所得控除額の計算で勤続期間等の重複排除の特例の対象とし、老齢一時金の退職所得申告書の保存期間を 7 年から 10 年に変更
- ④ 退職手当等の支払いを受けるすべての居住者（現行：退職手当等の支払いをする法人の役員である居住者）の退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出する義務を設ける
- ⑤ 特定親族特別控除は、特定親族の合計所得 100 万円以下の場合には給与等の、85 万円以下である場合には公的年金等の源泉徴収の際に適用可能
- ⑥ 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除証明書の添付に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を提示することができる

【実務ポイント 4】年末調整に向けての情報収集

給与・年末調整の担当者は、税・社会保険のそれぞれの「壁」の要件を押さえ、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておかなければなりません。
2025 年は、特定親族特別控除の確認のため、年末調整で特定親族特別控除申告書が新たに追加になります。現行の「基・配・所」の申告書と兼用となり、「基・配・特・所」と様式が変更される予定とされています。また、源泉徴収票も記載項目が増えることで様式変更が確定しています。
財務省・国税庁からは、給与計算や年末調整での源泉徴収についてのパンフレットや Q&A が随時公開されることとされています。新たな控除の創設もあり、実務対応で不明な点がないよう、情報収集をしていきましょう。

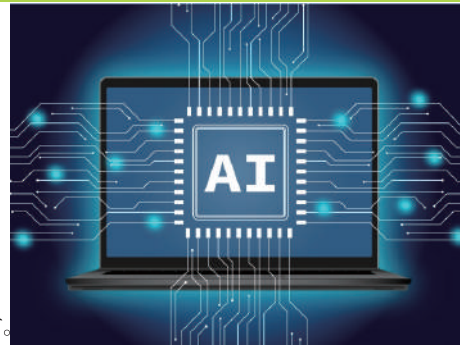
税務トピック

経理業務の効率化を図る「生成 AI」活用術

経理業務においても生成 AI を活用した業務効率化が注目されています。本稿では、生成 AI（ChatGPT）をどのように活用すれば経理業務を効率化できるのか、プロンプトの作成方法を中心に実践的なノウハウを紹介します。

プロンプト最適化のポイント

ことしに入り、生成 AI の機能の進化が早まっています。生成 AI は、実際に使うことで習熟度が高まります。慣れるためには適切なプロンプト（質問・指示）作成スキルが重要です。



プロンプト最適化の基本原則

生成 AI から質の高い回答を得るためには、適切なプロンプトを作成することが重要です。そのために、まず図表 1 を参考に以下の①～③の基本原則を押さえておきましょう。

図表 1 プロンプト最適化の基本原則 NG・OK例

① 明確さと具体性	② 完全な文章での記述	③ 詳細情報の提供
× 経費精算について教えて。 交通費の経費精算で、領収書が無い場合の処理方法と必要な代替証拠について教えてください。	× 備品購入 経費の計上 仕訳方法 少額の備品購入を経費として計上する場合の正しい仕訳方法を教えてください。	× 減価償却の計算方法は？ 2025年4月に購入した500万円のサーバー機器(法定耐用年数5年)の定額法による月次の減価償却費の計算方法と仕訳例を教えてください。

① 明確さと具体性

プロンプトが「明確で具体的」であるほど、AI は適切な回答を提供してくれます。曖昧な質問ではなく、具体的な条件や要望を記載しましょう。

② 完全な文章での記述

プロンプトは完全な文章で記述しましょう。キーワードをただ羅列するのではなく、文法的に正しい文章で指示することで、AI がよりプロンプトの内容を理解しやすくなります。

③ 詳細情報の提供

具体的な情報や詳細を提供することで、より具体的な回答が得られます。前提条件や背景情報を含めるとよいでしょう。

図表 2 プロンプト作成のコツの例

① 役割の明確化
あなたは経理部門で10年以上の経験を持つ財務アナリストです。当社の四半期決算データを分析し、改善点を指摘してください。
② 構造的な区切り
役割……………あなたは経理専門のコンサルタントです。 # 分析対象……………以下の売上データと原価データ →「データ内容」 # 依頼内容……………上記データに基づいて、利益率改善のための3つの提案を行ってください。
③ 命令の箇条書き
以下の作業を順番に実行してください： 1. 提供したExcelデータから月次の売上推移をグラフ化するための数式を作成 2. 前年同月比の増減率を計算するための数式を提示 3. 異常値(前月比±30%以上の変動)を自動検出する条件付き書式を設定
④ 出力形式の指定
上記の分析結果を、以下の形式で出力してください： 1. 重要な発見事項(箇条書き3点) 2. 詳細な分析(表形式) 3. 改善提案(優先度順)

プロンプト最適化のコツ

前述の基本を押さえたうえで、プロンプト最適化のコツ①～④を紹介します（図表 2）。

① 役割の明確化

AI に特定の役割を与えることで、より専門的な回答を引き出せます。

② 構造的な区切り

マークアップ言語や区切り記号を用いて、プロンプトの構造を明確にします。見出しを入れると読み手が理解しやすくなるのと同じことです。

③ 命令の箇条書き

複数の指示を出す場合は、箇条書きで明確に整理します。

④ 出力形式の指定

回答の形式を明確に指定することで、使いやすいかたちで情報を得られます。

データの最新性

生成 AI は、最新の法改正や会計基準の変更が反映されていない可能性があります。特に税制や会計基準に関わる内容は、必ず最新法令や公的資料で確認することが重要です。

情報の取扱い

社内の財務データや顧客情報などの情報を AI に入力する際は、会社の規定に則るようにしてください。情報は可能な限り匿名化・一般化してから入力しましょう。

回答検証の必要性

AI の回答は必ずしも正確とは限りません。特に計算結果や法令の解釈などは、人間の専門家によるレビューが必要です。AI は、「判断の主体」ではなく「思考の補助」と位置付けることが重要です。

段階的に導入する

まずは典型的な文書作成や情報整理など、リスクの低い業務から段階的に導入していきましょう。

学習と改善の継続

効果的なプロンプトは一度で完成するものではありません。継続的に改善し、社内で情報を蓄積・共有することが重要です。

税務情報

入院給付金に相続税？死亡後に入院給付金をもらったときの注意点は？

医療保険に加入していた人が入院して、入院給付金を受け取る前に亡くなった場合は、相続人が入院給付金をもらうことになります。このとき、相続人がもらった入院給付金は相続税の対象になるのでしょうか。

この記事では相続人がもらった入院給付金がかかるような場合に相続税の対象になるかについて解説します。入院給付金のほか、診断給付金、手術給付金、通院給付金についても考え方は同じなので、あわせて参考にしてください。

1. 契約上の受取人によって相続税の課税が変わる

入院給付金は、入院した日数に応じた金額を受け取ることができます。入院中に亡くなった場合も、亡くなるまでの入院日数に応じた金額を受け取ることができます。ただし、亡くなった被相続人が受け取ることはできないため、相続人が代わりに受け取ることになります。相続人が代わりに受け取った入院給付金が相続税の対象になるかどうかについては、保険の契約上の受取人が誰であるかによって決まります。

1-1. 受取人＝被相続人の場合は相続税の対象

保険の契約上の受取人が亡くなった被相続人であれば、入院給付金は相続税の対象になります。入院給付金は本来、契約上の受取人である被相続人が受け取るべきものであり、相続人が受け取った場合は被相続人からお金をもらったことになるからです。

被相続人が亡くなった時点ではまだ入院給付金を受け取っていないため、相続税の計算上は未収金として相続財産に加えます。

死亡保険金との混同に注意

被相続人が入院給付と死亡保障が組み合わさった保険に加入していた場合は、入院給付金と死亡保険金がまとめて支払われます。

結果としてどちらも相続税の課税対象になりますが、入院給付金と死亡保険金には以下のような相違点があります。

	入院給付金（※1）	死亡保険金（※2）
相続税の対象になるか	本来の相続財産として 相続税の対象	みなし相続財産として 相続税の対象
相続税の非課税限度額	なし	500万×法定相続人の数
遺産分割の対象になるか	遺産分割の対象 (遺産分割協議などを通じて相続人同士で分け合う)	遺産分割の対象ではない (受取人の固有財産になる)

※1 被相続人が契約者・被保険者・受取人である場合

※2 被相続人が契約者・被保険者である場合

死亡保険金には相続税の非課税限度額があり、500万円×法定相続人の数以内の部分には相続税はかかりません。一方、入院給付金に非課税限度額はなく、もらった給付金は全額相続税の対象になります。

遺産分割の方法も異なります。死亡保険金は受取人の固有財産であり遺産分割をする必要はありませんが、入院給付金は被相続人の財産として遺産分割の対象になります。

このような違いがあるため、入院給付金と死亡保険金をまとめて受け取った場合は混同しないように注意しましょう。

1-2. 受取人＝被相続人でない場合は相続税の対象外

入院給付金の受取人は、配偶者や子供など契約者本人以外の人を指定することができます。保険の契約上の受取人が被相続人でなければ、入院給付金は相続税の対象にはなりません。

入院給付金と死亡保険金がまとめて支払われた場合、両者を明確に区別しなければ相続税の計算を間違えることになるので注意しましょう。なお、入院給付金の受取人が被保険者本人のほか、配偶者、直系血族、同一生計の親族である場合は、所得税の対象にもなりません。入院給付金のように身体の障害に支払われる給付金については、所得税が非課税とされています。

2. 誰が受取人になっているか誤りやすいケース

入院給付金の受取人は、保険会社が発行する明細書に記載されています。ただし、受取人として相続人の名前が記載されている場合では、次の二通りのケースが考えられます。

A. 生前から相続人が受取人になっていたケース

B. 受取人は被相続人であるが、被相続人が亡くなったため、代わりに手続きをした相続人の名前が記載されているケース

Aのケースでは入院給付金は相続税の課税対象になりませんが、Bのケースでは課税対象になります。

このような違いについては、保険会社が発行する明細書だけでは判断することができません。相続人が保険会社に問い合わせるか保険証券を見るなどして、契約上の受取人が誰であることを確認する必要があります。

3. 遅延利息は相続税の対象外

遅延利息は、保険会社が保険金や給付金を所定の期日までに支払うことができなかった場合に支払われるものです。支払の遅延は亡くなった後のできごとであるため、遅延利息は相続税の対象にはなりません。入院給付金や死亡保険金とあわせて支払われた場合は、遅延利息を除いて相続税を計算します。

なお、遅延利息は受け取った人の雑所得として所得税の対象になります。

税務ピック

iDeCoと定年後の再雇用

令和4年5月から、iDeCoに加入できる年齢要件が60歳未満から「65歳未満」に拡大されました。正社員としての定年が60歳の会社を退職した従業員等が、嘱託社員などとして再雇用された場合、65歳未満まで引き続きiDeCoの加入者として掛金を拠出するには、国民年金の「第2号被保険者」に該当するか否かで必要な手続きが異なります。



加入対象となるには？

第2号被保険者とは、厚生年金に加入している会社員等を指します。再雇用後も第2号被保険者に該当するには、厚生年金に加入していることが前提となります。正社員以外が厚生年金の加入対象となるには、以下①又は②を満たす必要があります。

- ① 1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上であること
- ② ①を満たさない場合、短時間労働者の要件（週20時間以上で、従業員数が51人以上の会社に勤務し、所定内賃金が月8万8,000円以上等）を満たすこと

再雇用後、上記①又は②を満たして厚生年金に加入する者については、第2号被保険者に該当するため、原則として手続きは不要です。60歳以降も引き続き、iDeCo加入者として掛金拠出が可能となります。

厚生年金に加入できない場合は？

一方、再雇用後に上記①、②のいずれも満たさず、厚生年金に加入できない者については、第2号被保険者に該当しません。60歳以降も引き続きiDeCo加入者として掛金を拠出するには、“国民年金への任意加入”と、“受付金融機関への一定の手続き”が必要となります。受付金融機関への一定の手続きは、事業主（会社）ではなく、従業員等自身が行う点にご留意ください。

加入可能年齢上限の見直し

なお、政府が5月16日に通常国会へ提出した年金制度改革法案では、iDeCoの加入者年齢要件を「70歳未満」に拡大する案が盛り込まれています。

改正前 iDeCoの加入可能年齢上限は **65歳未満**

改正後 iDeCoの加入可能年齢上限を **70歳未満に引き上げ**【公布から3年以内で定める日から適用】

今回の税制改正によるiDeCoの拠出限度額の引き上げと加入期間の延長を最大限活用することで、老後の資産形成をより効率的に行うことができます。とくに会社員の方は、穴埋め型の掛金上限引き上げによる税制の優遇を大きく受けられるようになります。

一方で掛金の負担や運用リスク、受け取り時の適切な選択といった課題は変わらず残ります。

将来的には税制が再び変更となる可能性や、新たな課税ルールが導入される可能性があるため、**iDeCoを最大限活用する場合は生活への影響を慎重に判断し、NISAや生命保険といった他の制度とのバランスを考えて運用し、リスク分散を図ることが重要**です。





暑熱順化とは

暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。
暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)、暑さに強くなります。

暑熱順化による体の変化

暑熱順化できていない時



- ・皮膚の血流量が増えにくく、熱放射しにくい
- ・汗に含まれる塩分が多く、ナトリウムを失いやすい
- ・体温が上昇しやすい など

熱中症になりやすい状態

暑熱順化できている時



- ・皮膚の血流量が増えやすく、熱放射しやすい
- ・汗に含まれる塩分が少なく、ナトリウムを失いにくい
- ・体温が上昇しにくい など

熱中症になりにくい状態

※暑熱順化ができていても、数日暑さから遠ざかると暑熱順化の効果はなくなってしまいます。自分が暑熱順化できているかをいつも意識し、暑熱順化できていない時には、特に熱中症に注意しましょう。

暑熱順化に有効な対策

日常生活の中で運動や入浴をし、汗をかき、体を暑さに慣れさせましょう。
個人差もありますが暑熱順化には、数日から2週間程度かかります。
暑くなる前から暑熱順化のための動きや活動を始め、暑さに備えましょう。

日常生活でできる暑熱順化するための動きや生活

ウォーキング・ジョギング (帰宅時に一駅分歩くなど)

ウォーキング 運動目安 30分
ジョギング 運動目安 15分
頻度目安 週5回



サイクリング

運動目安 30分
頻度目安 週3回



適度な運動 (筋トレやストレッチなど 適度に汗をかくもの)

運動目安 30分
頻度目安 週5回～毎日



入浴 (シャワーだけでなく、湯船に入るもの)

頻度目安 2日に1回



※上記はあくまで目安となります。個人の体質・体調、その日の気温や室内環境に合わせて無理のない範囲で行ってください。運動時は水分や塩分を適宜補給して、熱中症に十分注意してください。

「熱中症ゼロへ」とは熱中症にかかる方を減らし、亡くなってしまう方をゼロにすることを目指して、一般財団法人日本気象協会が推進するプロジェクトです。熱中症は、正しく対策をおこなうことで防げます。私達は、熱中症の発生に大きな影響を与える気象情報の発信を核に、より積極的に熱中症対策を呼びかけていきます。



熱中症に特に注意が必要な時期



5月の暑い日

5月でも最高気温が25℃以上の夏日や、30℃以上の真夏日となることもあります。
体がまだ暑さに慣れていないため熱中症に注意しましょう。



梅雨の晴れ間

梅雨で雨が降り、気温が下がると、それまでに暑熱順化していても元に戻ってしまいます。
梅雨の晴れ間は、特に熱中症に注意が必要です。



梅雨明け

梅雨明け後は晴れて気温が高い日が続くことが多く、梅雨の間に暑熱順化できていないことで、熱中症による救急搬送者数が急増します。



お盆明け

休みの間に暑熱順化が戻ってしまう場合があります。
また、帰省や移動などで疲れている場合にも、熱中症には注意が必要です。

暑熱順化チェックリスト

1.入浴 (シャワーだけでなく、湯船に入るもの)	点数
☐ 2日に1回以上入浴している	3
☐ 週に3日入浴している	2
☐ 週に1、2日入浴している	1
☐ 入浴することはほとんどない	0
2.運動 (汗をかく程度のもの)	点数
☐ 週に5日以上している	3
☐ 週に3、4日している	2
☐ 週に1、2日程度している	1
☐ 運動はほとんどしていない	0
3.その他の汗をかく行動(運動・入浴以外の外出など)	点数
☐ 週5日以上あった	3
☐ 週3、4日以上あった	2
☐ 週1、2日以上あった	1
☐ 汗をかく機会がほとんどなかった	0
①～③全ての点数を合計して	
7～9点 …… 暑熱順化できているかも。でも熱中症対策は忘れずに!	合計点数
4～6点 …… 慣れの習慣で汗をかくことができています。継続が大切!	
3点 …… 汗をかくことを習慣づけ、暑熱順化してきましょう。	
1～2点 …… 体が暑さに慣れていないかも。熱中症に注意!	
0点 …… 体が暑さに慣れていない状態。暑くなる前に暑熱順化を!	

パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL(086)246-4446
広島事務所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目 5 番 5 号 SAFARI ビル 5F TEL(082)961-6212
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目 31 番 8-1 TEL(084)999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL(0859)21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町 1-5 MBS ビル 5F TEL(070)3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3 階 TEL(089)948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内 6-87 尾野ビル 2 階 TEL(088)655-6554
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目 6 番 3 号 Four・seasons2A TEL(088)856-7360
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 3-10-17-2F TEL(090)5084-9122
大阪事務所 〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町 1 丁目 1 番 1 号 OCT ビル 3F TEL(06)6943-8281